



鳥取県公報

平成18年4月18日(火)
第7779号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の廃止 (294) (東部総合事務所福祉保健局)	1
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (295) (")	1
	森林病虫害の駆除命令 (296) (東部総合事務所農林局)	2
	土地改良区の役員の就退任 (297) (中部総合事務所農林局)	2
	鳥取県製造業流通調査要綱 (298) (統計課)	3
	平成17年鳥取県製造業流通調査要領 (299) (")	4
	結核予防法による医療機関の指定 (300) (米子保健所)	5
	基本測量の実施 (301) (管理課)	5
	基本測量の終了 (2件) (302・303) (")	5
議会告示	鳥取県議会図書室規程の一部改正 (4) (総務課)	6
調達公告	落札者の決定 (水・大気環境課)	7

告 示

鳥取県告示第294号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月18日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
鳥取市長 竹内 功	鳥取市尚徳町116	鳥取市佐治町国民健康保険診療所	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	訪問リハビリテーション	平成18年3月31日

鳥取県告示第295号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月18日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
鳥取市長 竹内 功	鳥取市尚徳町116	鳥取市佐治町国民健康保険診療所	鳥取市佐治町加瀬木 2171 - 2	平成18年3月31日

鳥取県告示第296号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月18日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成18年5月29日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、東部総合事務所農林局及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年4月18日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 武	倉吉市鴨河内2520 - 1
"	栗 原 隆 政	倉吉市鴨河内1641
"	野 儀 知 幸	倉吉市福山270
"	小 原 正 道	倉吉市石塚264 - 3
"	穴 戸 幸 弘	倉吉市上古川279
"	蓑 原 壽 儀	倉吉市上古川83
"	太 田 光 紘	倉吉市蔵内97
"	森 敏 彦	倉吉市小鴨383
"	高 見 雅 雄	倉吉市小鴨208 - 12
"	小 原 茂 博	倉吉市中河原624
"	増 井 節 雄	倉吉市北野484
"	水 谷 栄之進	倉吉市生田406
"	大 田 正 規	倉吉市丸山町566 - 2
"	長谷川 稔	倉吉市西倉吉町25 - 15
"	小 林 操	倉吉市福守町337 - 1

平成18年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 武	倉吉市鴨河内2520 - 1
"	栗 原 隆 政	倉吉市鴨河内1641
"	野 儀 知 幸	倉吉市福山270
"	小 原 正 道	倉吉市石塚264 - 3
"	穴 戸 幸 弘	倉吉市上古川279
"	蓑 原 壽 儀	倉吉市上古川83
"	太 田 光 紘	倉吉市蔵内97
"	森 敏 彦	倉吉市小鴨383
"	高 見 雅 雄	倉吉市小鴨208 - 12
"	小 原 茂 博	倉吉市中河原624
"	増 井 節 雄	倉吉市北野484
"	水 谷 栄之進	倉吉市生田406
"	大 田 正 規	倉吉市丸山町566 - 2
"	長谷川 稔	倉吉市西倉吉町25 - 15
"	西 尾 忠 明	倉吉市福守町230

平成18年4月6日就任 任期 3年

鳥取県告示第298号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）の規定に基づき、鳥取県製造業流通調査要綱を次のとおり定めたので、同条例第2条の規定により告示する。

平成18年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県製造業流通調査要綱

1 調査の目的

この調査は、鳥取県産業連関表の基礎資料を得るために、鳥取県産業連関表基準年1年間の県内と県外との商品流通状況を明らかにすることを目的とする。

2 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

(1) 製造品の受入額、生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸出向け出荷額並びに製品在庫の増減

(2) 製造品の最終消費地域別出荷内訳

3 調査対象の範囲等

(1) 対象地域

鳥取県下全域

(2) 対象事業所

経済産業省作成の工業統計調査準備調査名簿及び経済産業省生産動態統計調査対象名簿に掲載されている事業所。ただし、経済産業省が実施する商品流通調査の対象事業所を除く。

(3) 選定の方法

別に定める方法により有意抽出を行う。

4 調査の対象期間

この調査の対象期間は、鳥取県産業連関表基準年の1月1日から12月31日までの1年間とし、これにより難しい場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

5 調査の周期及び実施時期

この調査の実施は、5年ごととし、鳥取県産業連関表基準年の翌年に実施する。

6 調査の方法

この調査は、別に定める調査票を事業所に送付し、回収する方法で行う。

この調査の申告は、事業所の事業主又は事業主に代わる者が調査票に記入する方法により行う。

7 調査票の提出期限

事業所は、別に定める日までに知事に調査票を提出するものとする。

8 集計方法

この調査の集計は、県が作成する電磁的記録媒体を用いて、経済産業省経済産業政策局が行う。

9 結果の公表方法

調査結果の公表は、鳥取県産業連関表の公表をもってこれに代える。

鳥取県告示第299号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）の規定に基づき、平成17年鳥取県製造業流通調査要領を次のとおり定めたので、同条例第2条の規定により告示する。

平成18年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成17年鳥取県製造業流通調査要領

1 調査の時期及び調査票の提出期限

(1) 調査票の配布

平成18年4月下旬

(2) 調査票の提出期限

平成18年5月31日（水）

2 調査の対象期間

平成17年1月1日から同年12月31日まで

3 調査対象事業所の選定方法

(1) 対象地域

鳥取県下全域

(2) 対象事業所

経済産業省作成の工業統計調査準備調査名簿及び経済産業省生産動態統計調査対象名簿に掲載されている事業所。ただし、経済産業省が実施する商品流通調査の対象事業所を除く。

(3) 選定の方法

調査品目別に出荷額、生産数量等の大きい順に並べ、その上位の者から県内の市場占有率が80パーセントに達するまでに含まれる製造業事業所（80パーセントに達することとなる製造業事業所を含む。）のうち、経済産業省が実施する商品流通調査の対象事業所を除いた事業所をすべて選定する。

4 結果の集計

県が作成する個々の調査票の記載事項を記録した電磁的記録媒体を用いて、経済産業省経済産業政策局調査統計部が集計を行う。

5 結果の公表

この調査の結果の公表は、平成17年鳥取県産業連関表の公表をもってこれに代えることとする。

鳥取県告示第300号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月18日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名 称	所 在 地	指定年月日
堤消化器・内科クリニック	米子市両三柳2300 1	平成18年4月18日

鳥取県告示第301号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 作業期間 平成18年4月20日から平成19年3月23日まで
- 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第302号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 平成18年3月24日

鳥取県告示第303号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（2500レベルGIS基盤情報修正作業）
- 2 作業地域 境港市及び八頭郡八頭町
- 3 終了年月日 平成18年3月31日

議 会 告 示

鳥取県議会告示第4号

鳥取県議会図書室規程（昭和58年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成18年4月18日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
(利用時間) 第2条 図書室の利用時間は、鳥取県の休日定める 条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に 規定する県の休日以外の日の午前8時45分から午後 <u>5時15分</u> までとする。ただし、図書室長（以下「室 長」という。）が必要があると認めるときは、この 限りでない。	(利用時間) 第2条 図書室の利用時間は、鳥取県の休日定める 条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に 規定する県の休日以外の日の午前8時45分から午後 <u>5時</u> までとする。ただし、図書室長（以下「室長」 という。）が必要があると認めるときは、この限り でない。

附 則

この告示は、平成18年4月18日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給
使用予定電力量 6,315,000キロワット時 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成18年3月27日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4 - 33 |
| 5 落 札 金 額 | 71,020,744円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成18年2月14日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県生活環境部水・大気環境課
鳥取市東町一丁目220 |

